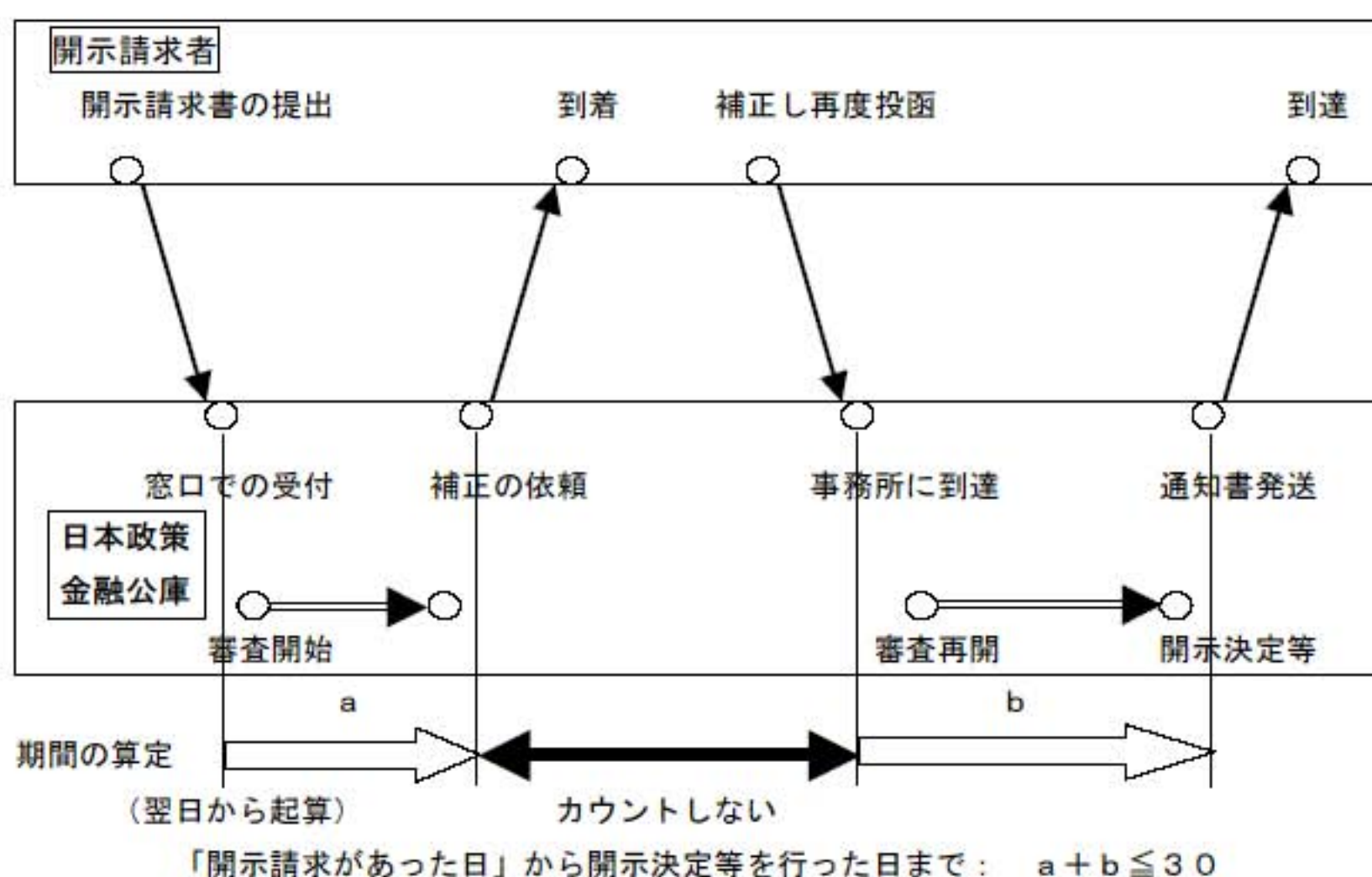


開示決定等に関する注意事項

開示決定等の期限

開示請求をした法人文書については、開示請求をした日の翌日から数えて30日以内に開示、不開示等の決定が行われます。ただし、開示請求書の補正が行われた場合には、当該補正に要した日数はこの30日間という期間には算入されません。



開示決定等の通知

開示決定等は、書面により通知され、この通知書が開示請求者の手元に届くのに開示決定期限に加え数日を要しますのでご注意ください。

また、この通知日と法人文書の開示日は異なりますのでご注意ください。